

碧南市保育所保育料徴収基準額表（令和元年10月より）

1 保育短時間認定

階層	階層の定義	3歳未満児						3歳以上児					
		通常保育時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	通常保育時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯 (ひとり親・障害者家庭)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯 (ひとり親・障害者家庭以外)	0	70	140	210	280	350	0	50	100	150	200	250
C1	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	4,000	4,200	4,400	4,600	4,800	5,000	0	120	240	360	480	600
C2	所得割の額 48,600円未満	6,500	6,820	7,150	7,470	7,800	8,120	0	220	440	660	880	1,100
D1	所得割の額 48,600円以上 55,000円未満	8,500	8,920	9,350	9,770	10,200	10,620	0	320	640	960	1,280	1,600
D2	所得割の額 55,000円以上 71,000円未満	12,000	12,600	13,200	13,800	14,400	15,000	0	470	940	1,410	1,880	2,350
D3	所得割の額 71,000円以上 97,000円未満	17,000	17,850	18,700	19,550	20,400	21,250	0	670	1,340	2,010	2,680	3,350
D4	所得割の額 97,000円以上 110,000円未満	24,500	25,720	26,950	28,170	29,400	30,620	0	870	1,740	2,610	3,480	4,350
D5	所得割の額 110,000円以上 133,000円未満	32,000	33,600	35,200	36,800	38,400	40,000	0	950	1,900	2,850	3,800	4,750
D6	所得割の額 133,000円以上 169,000円未満	38,500	40,420	42,350	44,270	46,200	48,120	0	1,020	2,040	3,060	4,080	5,100
D7	所得割の額 169,000円以上 220,000円未満	47,000	49,350	51,700	54,050	56,400	58,750	0	1,100	2,200	3,300	4,400	5,500
D8	所得割の額 220,000円以上 301,000円未満	48,000	50,400	52,800	55,200	57,600	60,000	0	1,150	2,300	3,450	4,600	5,750
D9	所得割の額 301,000円以上	49,000	51,450	53,900	56,350	58,800	61,250	0	1,200	2,400	3,600	4,800	6,000

2 保育標準時間認定

階層	階層の定義	3歳未満児						3歳以上児					
		通常保育時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	通常保育時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯 (ひとり親・障害者家庭)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯 (ひとり親・障害者家庭以外)	0	0	0	0	70	140	0	0	0	0	50	100
C1	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	4,000	4,200	4,400	4,600	4,800	5,000	0	0	0	0	120	240
C2	所得割の額 48,600円未満	6,500	6,820	7,150	7,470	7,800	8,120	0	0	0	0	220	440
D1	所得割の額 48,600円以上 55,000円未満	8,500	8,920	9,350	9,770	10,200	10,620	0	0	0	0	320	640
D2	所得割の額 55,000円以上 71,000円未満	12,000	12,600	13,200	13,800	14,400	15,000	0	0	0	0	470	940
D3	所得割の額 71,000円以上 97,000円未満	17,000	17,850	18,700	19,550	20,400	21,250	0	0	0	0	670	1,340
D4	所得割の額 97,000円以上 110,000円未満	24,500	25,720	26,950	28,170	29,400	30,620	0	0	0	0	870	1,740
D5	所得割の額 110,000円以上 133,000円未満	32,000	33,600	35,200	36,800	38,400	40,000	0	0	0	0	950	1,900
D6	所得割の額 133,000円以上 169,000円未満	38,500	40,420	42,350	44,270	46,200	48,120	0	0	0	0	1,020	2,040
D7	所得割の額 169,000円以上 220,000円未満	47,000	49,350	51,700	54,050	56,400	58,750	0	0	0	0	1,100	2,200
D8	所得割の額 220,000円以上 301,000円未満	48,000	50,400	52,800	55,200	57,600	60,000	0	0	0	0	1,150	2,300
D9	所得割の額 301,000円以上	49,000	51,450	53,900	56,350	58,800	61,250	0	0	0	0	1,200	2,400

- 1 通常保育時間の8時間（午前8時から午後4時）を超えて長時間保育を実施する場合は、超える保育時間1時間以内毎に基準額表に記載の保育料を適用します。
 ※3（2）の第1子に該当する世帯については、1時間ごとに、算出した保育料(1,500円)の5パーセントをそれぞれ加算します。（10円未満の端数切り捨て）
 2 同一世帯で2人以上の児童が保育園または幼稚園に同時に入所している場合、保育所入所児童の保育料（利用料）は下表のとおりです。

児童の区分	保育料
ア、最年長児	保育料徴収基準額表に定める額
イ、ア以外の児童のうち最長児	保育料徴収基準額表に定める額×0.5
ウ、ア・イ以外の児童	無料

- 3 市民税額が基準額以下の世帯の場合の保育料（利用料）は下表のとおりです。なお、児童数は扶養義務者が養育している生計同一子ども（年齢制限なし）の範囲で数えます。
 (1) 多子世帯（所得割の額57,700円未満の世帯）

児童の区分	保育料
第1子（最年長児）	保育料徴収基準額表に定める額
第2子	保育料徴収基準額表に定める額×0.5 ※ただし市町村民税非課税世帯の場合は無料
第3子以降	無料

- (2) ひとり親・障害者世帯（所得割の額77,101円未満の世帯）

児童の区分	保育料
第1子（最年長児）	1,500円
第2子以降	無料

- 4 上記の規定に関わらず、扶養義務者が養育している18歳未満の児童で、出生の最も早い者から数えて第3番目以降の児童に係る保育料を無料とします（要申請）。
 5 上記2～4について、令和元年度のみ延長保育料（上記網掛け部分）にも適用します。